

1 教育目標

- 2 指導の重点 (1) 各教科、道徳、特別活動 イ道徳
(2) 生活指導・進路指導

- 1 生活指導のねらい（教育目標—自立と共生—と教育課程—自立と共生—に照らし合わせて）
 - ① 自己の気持ちや考えを伝え合い、互いに認め合い、支え合いながら思いやりを持って生きる力を育てる。（共生）
 - ② 児童理解を深め、全職員の協力体制の下に児童一人一人の基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、豊かな社会性を育てる。（自立と共生）
 - ③ 健康・安全教育の徹底を図り、自他の生命・健康・安全を大切にする意識や態度を高め、自ら危機状況から身を守る実践力を育てる。（自立）
 - ④ 一人一人の児童の個性を生かし、児童が将来への希望を持ち、自己実現を図ることができるよう全職員で支援を行う。（自立）
- 2 指導上の留意点
 - ① 職員が共通理解のもとに協力して、体罰のない指導を行う。
 - ② 一貫性、持続性、適時性を持った指導、段階的な指導を行い、児童に考えさせ、行動できるように育てる。
 - ③ どの児童にも自分の良いところに気付かせ、友達の良いところを認め合う集団を学級集団でつくる。（いじめのない学校）クラブ、委員会、縦割り活動、一斉下校など様々な集団でもそれらを目指す。
 - ④ 小中一貫教育（三校連絡会など）を進め、青少対、児童相談所、南大沢子ども家庭支援センターなど関係諸機関と連携し、指導の充実を図る。
- 3 指導の重点
 - ① 早朝型活動（朝会・朝読書・集会）を通して基本的な生活習慣と規範を身に付けさせる。「柏木小のきまり」を理解させ、守らせる。学校での集団生活の基本を身に付けさせる。特に低学年では集団で生活する場合の基本行動ができるようにする。
 - ② 人との関わりの第一歩として、あいさつができるように指導をする。学級での指導を基本にし、あらゆる場面で継続して行う。家庭、地域にも呼びかける。（あいさつ10）
 - ③ 豊かな言葉を遣う快さを学ばせ、集団の中の児童の関係を育てることによってその場に応じた言葉づかいができるように指導をする。
 - ④ 人の気持ちを考え、いじめはしない、いじめを許さない態度と実践力を身に付けさせる。
 - ⑤ 保幼小の連携、小中学校の連携を図ることにより、指導の一貫性を持つようにする。
 - ⑥ 学校生活に慣れることや集団生活に適応できるように援助する。課題を持つ児童には、他機関との連携を密にし、早期解決を図る。
 - ⑦ 児童が危険から自分の身を守る方法や行動を考えさせ、訓練をする。

4 生活指導の組織と指導方法

(1) 生活指導部

- ・ 全校的視野に立って、生活指導に関する企画、立案をする。
- ・ 児童の生活に関する情報交換をし、指導の共通理解を図りながら学年、学級への情報伝達や連絡調整をする。

(2) 生活指導全体会（年1回1学期に行う）

- ・ 児童の実態や問題に対する全校的な共通理解を図る。
- ・ 児童理解のための研修会や事例研究を行う。

(3) 生活指導夕会（テーマを設ける。自由に話せる時間も含む）

- ・ 各学年の児童の実態や指導について発表し合い、指導の共通理解を図る。
- ・ 事故や児童の実態について情報交換をする。
- ・ 障害のある児童、不登校傾向の児童について情報交換をする。
- ・ 月の生活目標についての指導の様子、児童の変容の様子を報告する。

(4) 教育相談

- ・ 児童の理解に努め、問題行動を早期に発見し、適切な対応をする。
- ・ 特別支援委員会と協力して指導にあたる。

(5) 児童朝会

- ・ 生活指導上の話を通して、ねらいに即した児童の育成を図る。

(6) 小中一貫教育（三校交流会）

- ・ 近隣地域にある小中学校の生活指導上の課題を把握し、一貫指導体制を確立する。

5 組織と活動

